公益財団法人 大堀秀夫記念育英財団
〒912-0061
福井県大野市篠座町5－8
Tel: 0779-65-5739　　Fax: 0779-65-5740
E-mail: info@ohhori.or.jp　　URL: http://www.ohhori.or.jp

令和7年度
助成事業申請要項

（助成制度の趣旨・目的）

第1条

公益財団法人大堀秀夫記念育英財団（以下「財団」という）の助成制度は、福井県内の学生や子どもたちの教育に関する文化・スポーツ団体等に対し、支援・助成することにより、青少年等の人材育成、および良質な教育環境提供等の実現に寄与することを目的としています。

（助成対象団体）

第2条

助成の対象となる団体は、以下の①～④の全てを満たす団体が対象です。

① 福井県内を本拠地として活動する団体

② 構成員（会員）が20名以上の団体

③ 原則として申請年度4月1日現在で、設立後2年を経過している団体

④ 営利を目的とせず、明確な会計経理を実施・報告できる団体

ただし、次の⑤～⑨のいずれかに該当する団体は対象外とします。

⑤ 自治体が組織した団体

⑥ 団体同士で組織する協議会、連合会等の組織

⑦ 宗教活動や政治活動を目的とする団体

⑧ 反社会的勢力またはその統制下にある団体

⑨ 家元・流派が確立されている団体が主催する発表会等

（助成の対象事業）

第3条

助成の対象は、文化・芸術活動、スポーツ活動、科学教育活動等、体験活動を含む幅広い教育活動を通して学生や子どもたちを育成する事業とします。

事業実施期間は、申請年度の4月1日から翌年3月31日までの1年以内です。

この制度での助成は、同一団体の同一事業に対し通算10年間で3回を限度とします。

（助成率および支給額）

第4条

助成金の支給は、一年度につき1団体当たり1回を限度とし、助成率および上限額は次の通りとします。

公益財団法人 大堀秀夫記念育英財団
〒912-0061
福井県大野市篠座町5－8
Tel: 0779-65-5739　　Fax: 0779-65-5740
E-mail: info@ohhori.or.jp　　URL: http://www.ohhori.or.jp

助成率は総事業費の1／2以内
上限額は10万円

（申　請）
第5条
助成金の支給を受けようとする団体は、助成申請書を財団が指定する期日までに提出してください。

（申請者の責務）
第6条
申請者は、次の各号に示す責務が発生することを了解したうえで申請してください。申請があった時点で同責務を承諾したものとみなされます。

① 事業実施に当たり、申請者が作成する文書（案内文書、ポスター、パンフレット、機関紙等）には必ず財団の関与（助成）を記載してください。
② 事業について、財団機関紙（不定期発行）への掲載を許諾するとともに、財団から掲載に必要な資料提供の要請があった場合は速やかにこれに対応してください。資料とはポスター、パンフレット、機関紙、寄稿など。
③ 事業計画は、参加者への通知にとどめず、努めて社会一般への周知に取り組んでください。
④ 参加者の個人情報（名簿、記録写真など）の取り扱いについて、案内文書等に明示するとともに、財団への情報提供について参加者から必要な許諾を得ておいてください。

（事業計画の変更）
第7条
支給対象団体は、提出した事業実施計画を辞退または中止、変更するときは、助成の「辞退・中止・変更届」を財団に提出し、その承認を受けてください。

（実績報告）
第8条
支給対象団体は、事業が完了した日から1カ月以内に、事業報告書を財団に提出してください。

公益財団法人 大堀秀夫記念育英財団
〒912-0061
福井県大野市篠座町5－8
Tel: 0779-65-5739　　Fax: 0779-65-5740
E-mail: info@ohhori.or.jp　　URL: http://www.ohhori.or.jp

（助成金の額の確定）

第９条

財団は、前条により事業報告を受けた場合において、当該報告にかかる助成事業の成果が支給決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかを審査し、適合すると認めたときは、支給すべき助成金の額を確定し、当該支給対象団体に速やかに通知し、支給対象団体名義の口座に振り込むものとします。

審査の結果によっては助成金を支給できない場合もあります。

（支給決定の取消および返還）

第１０条

申請団体が偽りその他不正な手段により助成金の支給決定を受けたことが明らかとなった場合、財団は支給決定の全部または一部を取り消します。

財団は、助成金の支給決定を取り消した場合は、当該団体に対し支給決定を取り消す旨の通知を行い、既に助成金が支給されているときは、期限を定めてその返還を請求するものとします。

公益財団法人 大堀秀夫記念育英財団
〒912-0061
福井県大野市篠座町5－8
Tel: 0779-65-5739　　Fax: 0779-65-5740
E-mail: info@ohhori.or.jp　　URL: http://www.ohhori.or.jp

助成対象となる経費は次の通りです。

項　　目	内　　容
企画制作費	企画制作費、作品借料、材料費等
文芸・音楽費	著作権使用料、脚本料、演出料、振付料、台本料、翻訳料、作曲料、作詞料、編曲料、楽器借料、楽譜借料、調律料等
会場・舞台費	会場使用料(付帯設備使用料含む)、会場設営費、音響費、照明費、大道具費、小道具費、舞台美術費、衣装費、道具・楽器運搬費等
印刷・宣伝費	チラシ・ポスター・入場券・プログラム・図録印刷費(無料配布分のみ)台本印刷費、楽譜印刷費、各種デザイン料、広告宣伝費(テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、web 広告等)
看板製作費	(当該事業にかかるもので事業終了後撤去できるもの)等
通信・運搬費	案内・DM 送付料、郵便代、切手代、宅配便代、運送料等
旅　　費	出演者・講師等の交通費、宿泊費等
出演料・謝金	指揮料、演奏料、出演料、司会料、講師謝金、会場整理員謝金(当該事業のための臨時的なものに限る)等
事　務　費	消耗品費、録音・録画・写真記録費(当該事業の成果記録用に限る)催事保険料、感染症対策費等

対象外となる経費は次の通りです。

(1) 社会通念上、公金でまかなうことがふさわしくない経費 飲食費、交際費、接待費、レセプションやパーティーにかかる経費、打ち上げ代手土産代等
(2) コンクール、公募展にかかる賞金、賞品代、記念品代等
(3) 有料で配布する図録等の印刷費
(4) 航空・列車の特別料金(グリーン車、ファーストクラス等)、タクシー代等
(5) 申請団体の構成員にかかる経費 出演料、品料、賃金(残業代含む)、謝礼、旅費等
(6) 当該事業の終了後、団体や個人の所有物および実施地設備となるものにかかる経費 楽器購入費、楽譜購入費、ユニフォーム等購入費、作品購入費、什器制作・購入費工事費、案内板設置費(取り外しできないもの)等

公益財団法人 大堀秀夫記念育英財団
〒912-0061
福井県大野市篠座町5－8
Tel: 0779-65-5739　　Fax: 0779-65-5740
E-mail: info@ohhori.or.jp　　URL: http://www.ohhori.or.jp

(7) 当該事業以外で使用するものにかかる経費　事務機器購入費、事務用品購入費
(8) 団体運営のための経常的経費 事務所維持費（家賃、光熱水道費等）、団体ウェブサイト制作・運営費、電話代等
(9) 入場券販売手数料、支払振込手数料、印紙代

※対象経費であっても、社会通念上、著しく高額と認められる場合は、助成の対象外となります。